



## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第7号

### 今回のテーマ：中国税関信用管理制度

「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」（税関総署第237号令、以下「信用弁法」）が2018年5月1日に施行され、税関は企業信用状況に基づき企業を高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業に分類され、それぞれ管理が行われる。信用の高い企業はより優遇され、信用喪失企業へはより管理が厳格に行われることから、企業運営への影響も大きい。

### 主な内容

1. 信用管理措置の内容は次のとおりである。

高級認証企業	一般認証企業	信用喪失企業
<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の20%以下</li> <li>●担保免除申請が可能</li> <li>●査察、検察頻度の減少</li> <li>●輸出貨物が税関監督管理区に到着する前に税関申告が可能</li> <li>●税関は企業のための調整員のポストを設ける</li> <li>●AEO<sup>1</sup> 相互認証国家又は地区税関の通関利便性措置</li> <li>●信用遵守のための国家関連部門連合インセンティブ措置</li> <li>●不可抗力のために中断された国際貿易回復後の優先的な通関</li> <li>●税関総署が規定するその他管理措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の50%以下</li> <li>●輸出入貨物通関連手続の優先処理</li> <li>●税関への担保支払金額が税総額又は税関総署が規定する金額以下となることも可能</li> <li>●税関総署が規定するその他管理措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸出入貨物平均検査率は80%以上</li> <li>●信用に問題のない企業の貨物の玉掛け（クレーンに荷を掛け外しする作業のこと）、移動、倉庫費用に対する検査を免除しない</li> <li>●一括徴税制度を適用しない</li> <li>●特別な状況を除き、先に通関し後でサンプルや写真を検証するという措置を適用しない</li> <li>●加工貿易業務を営む場合、全額担保提供が必要</li> <li>●査察、検察頻度を高める</li> <li>●国家関連部門の実施する信用喪失による国家関連部門連合懲罰措置を適用</li> <li>●税関総署が規定するその他管理措置</li> </ul>

2. 認証更新必要期間

<sup>1</sup> AEO（Authorized Economic Operator）：WCO（世界税関機構）は「世界中の（国際間）貿易安全と便宜化基準枠組み」で次のように定めている。如何なる方式で、貨物の国際流通に関与し、かつ、世界中の税関組織または供給チェーン安全基準を満たすと税関に認可された製造業者・輸入業者・輸入業者・通関業者・、運送業者、貨物整理業者、仲介業者・港及び空港・貨物ターミナル経営業者・倉庫管理業者・代理店などを含む事業者である。

税関は認証企業に対して定期・不定期に認証を更新する。

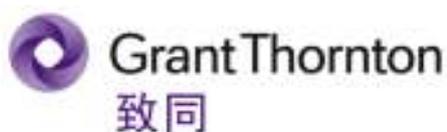
企業類型	認証更新における必要期間
高級認証企業	●一般認証企業に降格した後、1年間は高級認証企業となる申請は不可
一般認証企業	●一般信用企業に降格した後、1年間は認証企業となる申請は不可 ●信用喪失企業に降格した後、2年間は一般信用企業になれない
信用喪失企業	●過去2年間、信用喪失の状況が発生していない場合、一般信用企業に調整 ●一般信用企業に調整後、満1年経過後、一般認証企業の申請が可能

### お見逃しなく

- 信用状況による検査率は明確となります。
- その他政府部門による連合奨励・懲罰制度の整備に留意する必要があります。
- 自己評価を行い、速やかに不足部分を改善する必要があります。
- 定期的に点検（チェック）することで、認定更新準備をすることが必要です。
- 物流（通関）パートナーの信用状況を把握し、少なくとも同レベルの信用の会社に依頼することが重要です。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。

致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係がなく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。

当該速報に含まれる情報は参考の用のみに使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。